

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

つくば市では、経済的な理由でお困りのご家庭に対し、お子様の就学に関する費用の一部を援助する制度を設けています。この制度の利用をご希望の方は、このお知らせをお読みのうえ、お申し込みください。

1 制度の対象となる方

①～③のいずれかに該当し、世帯の所得額が認定基準額※に該当する方が対象です（他市区町村で援助を受けている場合を除く）。生活保護を受けている方は、申請する必要はありません。

- ① つくば市立小・中・義務教育学校に就学する児童生徒の保護者
- ② つくば市に住所があり、茨城県立中学校、中等教育学校（前期課程）に就学する生徒の保護者
- ③ つくば市に住所があり、他市区町村立小・中・義務教育学校に就学する児童生徒の保護者
（③は他市町村では規則上就学援助が受けられない場合のみ）

※ 認定基準額の例

世帯人数	家族構成（モデルケース）	認定基準額の目安
2人	父又は母40代・子1人（7年生）	261万円以下
3人	父40代・母30代・子1人（3年生）	267万円以下
4人	父30代・母30代・子2人（5年生、8年生）	333万円以下
5人	父40代・母40代・子3人（1年生、4年生、8年生）	369万円以下
6人	父40代・母40代・子4人（未就学児、3年生、5年生、6年生）	416万円以下

*表中の金額は、同一生計世帯全員分の合計所得額から控除額（社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除）を差し引いた額です。

*援助を受けられる目安となる認定基準額は、家族構成、年齢、人数等により変動するため、おおよその目安としてください。事前にお問い合わせいただいても認定基準額の算定はできません。

2 申請書類

書類	提出が必要な方
就学援助費支給認定申請書※ ¹	申請者全員
通帳又はキャッシュカードの写し※ ²	
令和8年度市・県民税課税（非課税）証明書※ ³	令和8年1月1日時点でつくば市に住民登録がない方
住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）	他市区町村から区域外就学をされている方

※¹ 各学校、学務課で配布しています。また、市ホームページから様式をダウンロードすることができます。

※² 金融機関名又は金融機関コード、支店名又は支店コード、口座名義（カナ）、口座番号がわかる箇所の写し。令和7年度に認定を受け、同じ口座を希望される場合は、提出を省略することができます。

※³ 令和8年度の課税（非課税）証明書は6月1日以降に取得できます。年度当初の申請希望で、申請書と同時に提出できない場合は、申請期限までに証明書以外の書類を提出し、証明書は取得後に学校又は学務課に提出ください。

3 申請先・申請期限

- 申請先 **つくば市役所本庁舎4階教育局学務課**
※電子申請または学務課へ提出（郵送可）してください。
- 当初申請期限 **令和8年6月1日（月）【期限厳守】**



電子申請は
こちらから

- * 期限までに申請し、認定された方は、原則4月から支給対象となります。（5月以降転入の方を除く）
- * 当初申請の審査結果（認定・不認定）は、7月末に郵送にて通知します。
- * 当初申請期限以降も申請は随時受け付けていますが、申請された月からの支給になります。

4 支給費目・支給時期・支給金額

※生活保護を受けている方は、修学旅行費のみ支給します。

支給費目	対象学年	支給時期	支給金額（予定）	
			小学校	中学校
学用品費	全学年	8・12・3月 (年額を3分割で支給)	11,630円	22,730円
通学用品費	2～6・8・9年生		2,270円	2,270円
新入学児童生徒学用品費	1年生・7年生 (入学前未支給の場合のみ)	8月	57,060円	63,000円
	6年生	3月	63,000円	—
校外活動費 (宿泊あり)	実施した学年	12月又は3月 4～9月実施分：12月 10～3月実施分：3月	実費 (上限3,690円)	実費 (上限6,210円)
校外活動費 (宿泊なし)	実施した学年		実費 (上限1,600円)	実費 (上限2,310円)
修学旅行費	実施した学年		実費 (上限22,690円)	実費 (上限80,000円)
学校給食費	7年生～9年生	8月※ ¹	実費※ ¹	実費※ ¹
体操服費	全学年	8月	7,000円	10,000円
生徒会費※ ²	全学年	3月	実費 (上限4,650円)	実費 (上限5,550円)
P T A会費※ ³	全学年 (PTA等加入者に限る)	3月	実費 (上限3,450円)	実費 (上限4,260円)
クラブ活動費※ ⁴	4～9年生	12・3・4月	実費 (上限2,760円)	実費 (上限30,150円)
卒業アルバム代及び 卒業記念写真代※ ⁴	6・9年生	3月	実費 (上限11,000円)	実費 (上限10,000円)

※¹ 給食費は、就学援助費から直接支払われるため、就学援助認定後は、給食費の口座振替又は納付書の送付が停止されます。認定となるまでは、給食費をお支払いいただき、認定後にお支払いいただいた給食費を支給します。

※² 「学校が全児童生徒の保護者から一律に徴収する学校徴収金のうち、学年・学級活動に係る経費や学校行事、クラブ活動・部活動、児童会・生徒会活動、委員会活動、環境整備等に係る経費に充当されるもの」が該当します。学校からの報告に基づき実費を支給します。

※³ P T A又はP T Aに準じる保護者組織に加入されている方に支給します。学校からの報告に基づき実費を支給します。

※⁴ クラブ活動費、卒業アルバム代及び卒業記念写真代の詳細は別紙をご確認ください。

5 注意事項

- 昨年度認定された方や新入学児童学用品費の入学前支給を受けた方も、改めて申請が必要です。
- きょうだいがいる場合は、申請書と必要書類は1部で結構です。
- 認定後、婚姻・転居等で世帯の状況が変わった場合は、必ず学務課まで御連絡ください。
- 住民税の申告が済んでいない場合、審査ができません。収入の有無に関わらず、市役所2階市民税課又は税務署で申告をしてください。
- 就学援助に認定されていても、学校徴収金は免除になりません。学校徴収金は、学校で指定された期限までに必ず納入してください。

問合せ先
つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市役所本庁舎4階
つくば市教育局学務課 学務係
受付時間 午前8時45分から午後4時30分
☎029-883-1111（代表） 内線4644

就学援助費支給認定申請書

つくば市教育委員会 宛て

就学援助費の支給を受けたいので申請します。

申請者	氏名		申請日	年 月 日
	住所		連絡先	— —

児童生徒の氏名

学年	フリガナ氏名	生 年 月 日	学校名（入学予定校名）
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

世帯の状況（上記の児童生徒を除く。）※単身赴任等、住民票上は別世帯でも、生計を一にする場合は世帯員として記入してください。

世帯状況	氏 名	生 年 月 日	申請者との続柄	職業・学校名	
		年 月 日	本人		
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
住居状況	1. 持家 2. 賃貸 3. その他（ ）			ひとり親家庭	1 該当 2 非該当

支給が決定された場合は、以下の口座への振込みを依頼します（該当する方の□にレ点を付してください。）。

☐ 前年度と同一の口座を指定する（前年度就学援助に認定された方で、既に口座振替依頼をしている場合に限る。）。

☐ 新規口座を指定する。

金融機関名		金融機関コード		支店名		支店コード	
口座名義カナ	※口座名義は申請者と同一にしてください。					口座番号	

☐ 以下の内容に全て同意します。（※内容を確認し、□にレ点を付してください。）

- ・申請者の世帯構成及び世帯の所得状況を確認するため、つくば市教育委員会が住民基本台帳及び市・県民税に係る課税データを閲覧すること。
 - ・就学援助費の学校給食費について、つくば市教育委員会が、私が納入すべき学校給食費の納入と相殺すること。
 - ・就学援助の認定状況及び支給内容について、必要に応じて学校に共有や確認を行うこと。
 - ・要件等の確認に必要な場合に限り、他部署に対し、保護者若しくは児童生徒の情報又は認定状況を提供すること。
 - ・転入出等があった場合、必要に応じて他市町村の教育委員会と就学援助の認定状況、支給状況等の確認を行うこと。

クラブ活動費の支給について

就学援助制度が認定された方については、クラブ活動・部活動でかかった費用を援助します。

1 クラブ活動費の概要

(1) 支給内容

クラブ活動*及び部活動の実施に必要な用具等の購入費の一部

※小学校のクラブ活動及び中学校部活動の地域移行に伴い発足したクラブ活動（例：みどりのスポーツ&カルチャークラブ等）が対象です。それ以外のクラブ活動（スポーツ少年団、クラブチーム等）は対象外です。

(2) 支給対象及び支給額

支給対象	支給金額
小学校（４～６年生）	実費（上限 2,760 円）
中学校	実費（上限 30,150 円）

2 支給要件

(1) 対象となるもの

クラブ活動・部活動の活動にあたり、全員が揃える必要があります、学校で一括購入又はご家庭で個別に購入する用具等の購入費（下記参照）を対象とします。

※ 以下のものは、対象外となります。

- ・全員が揃える必要がなく、個人の判断で購入する用具等（リストバンド、ヘアバンド等）
- ・日常使用する頻度が高い物品（メガネ、コンタクト等）
- ・授業で使用する物品（体操着・水着等）
- ・用具等購入以外の費用（部費、交通費、大会参加費、連盟登録料、バス代等）

(2) 購入対象期間

当該年度の認定月（当初認定の方は４月１日）から３月３１日までに購入したもの

【支給対象例（中学校の場合）】

部活動名	品目
野球部	ユニフォーム、スパイク、グローブ、ベルト、キャップ等
サッカー部	ユニフォーム、スパイク、すね当て、ソックス、ウィンドブレーカー等
バスケットボール部	ユニフォーム、バスケットボールシューズ、ウィンドブレーカー等
バレーボール部	ユニフォーム、バレーボールシューズ、ウィンドブレーカー、サポーター等
ソフトテニス部	ユニフォーム、テニスシューズ、ラケット、ウィンドブレーカー等
卓球部	ユニフォーム、卓球シューズ、ラケット、ウィンドブレーカー等
剣道部	剣道着、袴、竹刀、防具一式、名札等
吹奏楽部	楽器、楽器用品、楽譜等
美術部	絵具、画材等

※上記以外の部活動も対象です。購入した又は購入予定の用具等が対象に含まれるか判断に迷われる場合は、学務課にご相談ください。

【別紙 1】

3 領収書・実績報告書の提出について

クラブ活動費は、実費支給になります。そのため、令和8年4月以降に購入した「クラブ活動・部活動用具等のレシート（領収書可）」を全て保管しておいてください。認定を受けられましたら、レシート等を下記のとおりご提出ください。

(1) 領収書・実績報告書の提出方法

- ・令和8年4月以降にご家庭で購入された用具等の領収書を別紙1-1の「クラブ活動費に係る実績報告書」に貼付けていただき、学務課にご提出（郵送可）ください。
- ・学校等が保護者から購入代金を徴収し、用具等を一括購入する場合、領収書が発行されないことがあります。その場合は、別紙1-1の「クラブ活動費に係る実績報告書」に必要事項を記入いただき、領収書等の貼り付けはせず学務課にご提出（郵送可）ください。報告書の記載内容については、後日、各学校に照会し、購入有無や購入金額を確認します。

(2) 領収書・実績報告書提出時期及びクラブ活動費支給時期

下表のとおり、領収書及び実績報告書の提出時期によって、クラブ活動費を支給します。

領収書等提出時期	支給時期	備考
10月31日まで	12月	学用品費等とともに支給
11月1日から1月31日まで	3月	学用品費等とともに支給
2月1日から3月31日まで	4月	クラブ活動費のみ支給

※2月1日以降の提出でも事務処理の都合上、支給時期が3月になる場合があります。

4 その他

以下の場合については、就学援助費支給認定申請書に記載いただいた連絡先にご連絡させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

- ・レシート等及び実績報告書に不備、不明な点があった場合
- ・部活動に加入していないのに申請があった場合
- ・実績報告書の記載内容について、学校に照会を行い、用具等の購入の事実が確認できなかった場合

問合せ先
つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市役所本庁舎4階
つくば市教育局学務課 学務係
受付時間 午前8時45分から午後4時30分
☎029-883-1111（代表） 内線 4644

クラブ活動費に係る実績報告書

提出日： 年 月 日

申請者(保護者)氏名	TEL (- -)			児童生徒氏名	
学校名		学年		クラブ・部活動名	

※購入方法が「個人」である際は、必ず裏面に購入品の領収書・レシート（写し可）を添付してください。
個人購入かつ添付がない場合には、支給することができません。

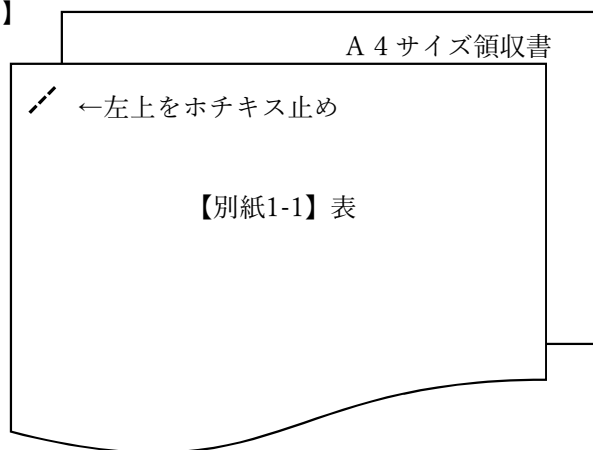
購入月	購入品	購入方法	領収書 添付	購入金額
5月	【記入例】ユニフォーム	学校一括 / 個人		12,000
5月	【記入例】スパイク	学校一括 / 個人	✓	9,800
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
		学校一括 / 個人		
合計				円

領収書・レシート添付欄

※この枠内に領収書等をのり・セロハンテープ・ホチキス等により貼付けてください。

※領収書がA4サイズ等でこの枠内に収まらない場合は、この台紙に重ねて左上をホチキス止めしてください。

【添付例】



※領収書が複数あり、重ねて貼付ける場合は、全ての領収書を確認できるように貼付けてください。

※領収書貼付け後、領収書枚数欄を記入してください。

領収書・レシート添付枚数 計

枚

卒業アルバム代及び卒業記念写真代の支給について

就学援助制度が認定された方については、卒業アルバム代及び卒業記念写真代を援助します。

1 卒業アルバム代及び卒業記念写真代の概要

(1) 支給内容

卒業アルバム及び卒業記念写真の製作費及び購入費の一部

(2) 支給対象及び支給額

支給対象	支給額
小学校（6年生）	実費（上限 11,000 円）
中学校（9年生）	実費（上限 10,000 円）

2 支給方法

(1) 保護者が卒業アルバム代及び卒業記念写真代を製作者等に直接支払う場合

保護者が卒業アルバム代及び卒業記念写真代を卒業対策委員や製作者等に直接支払う場合は、支払額がわかる書類（領収書・払込票・振込明細書等）を令和9年2月22日（月）までに学務課にご提出ください。ご提出いただいた書類を確認後に支給（3月予定）となります。

※支払額がわかる書類は、別紙2-1の台紙に貼付してご提出ください。

※支払額がわかる書類の提出がない場合、支給できません。やむを得ない事由（業者都合等）により提出期限までに提出できない場合は、事前に学務課にご連絡ください。

(2) 学校が製作者等に卒業アルバム代及び卒業記念写真代を支払う場合

学校が保護者から卒業対策費等として、卒業アルバム代及び卒業記念写真代を予め徴収し、製作者等に支払う場合は、保護者の方に領収書等を提出いただく必要はなく、学校からの報告に基づき支給（3月予定）します。

問合せ先
つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市役所本庁舎4階
つくば市教育局学務課 学務係
受付時間 午前8時45分から午後4時30分
☎029-883-1111（代表） 内線4644

【別紙２－１】

就学援助 卒業アルバム代及び卒業記念写真代 支払額確認書類貼付台紙

申請者（保護者）氏名		児童生徒氏名	
児童生徒在籍学校名・学年			

この枠内に支払額がわかる書類（領収書・払込票・振込明細等）を貼付してください。

提出日： 年 月 日